

# 令和6年度 指定都市市長会 第1回総務・財政部会

令和6年5月20日(月)

- 令和6年度からは、**平時の感染症対策が危機管理特命担当の熊本市から移管され、総務・財政部会の所掌**になる。
- 総務・財政部会の**構成市が前期比で1市増え、5市体制**になる。

## 令和6～7年度

### (1) 総務・財政部会

**千葉（※）、川崎、横浜、神戸、北九州**

【所管事項】

総務省、財務省、内閣府（子ども施策を除く）及び厚生労働省（子ども施策を除く）の所管に属する事項並びに他の部会の所管に属しない事項

### (2) 交通・まちづくり部会

**広島（※）、さいたま、相模原、新潟、京都**

【所管事項】

国土交通省の所管に属する事項

### (3) こども部会

**仙台（※）、名古屋、堺、岡山、福岡、熊本**

【所管事項】

内閣府（子ども施策）、厚生労働省（子ども施策）及び文部科学省の所管する事項

### (4) エネルギー・環境（SDGs）部会

**札幌（※）、静岡、浜松、大阪**

【所管事項】

経済産業省、農林水産省及び環境省の所管に属する事項

## 令和4～5年度

※は部会長市

### (1) 総務・財政部会

**岡山（※）、千葉（副部会長）、川崎、横浜**

【所管事項】

総務省、財務省、内閣府（子ども施策を除く）及び厚生労働省（**新型コロナウイルス感染症対策、子ども施策を除く**）の所管に属する事項並びに他の部会の所管に属しない事項

### (2) 交通・まちづくり部会

**広島（※）、新潟、神戸、熊本**

【所管事項】

国土交通省の所管に属する事項

### (3) こども・教育・文化部会

**京都（※）、仙台（副部会長）、相模原、名古屋、大阪、北九州**

【所管事項】

内閣府（子ども施策）、厚生労働省（子ども施策）及び文部科学省の所管する事項

### (4) エネルギー・環境（SDGs）部会

**札幌（※）、さいたま、静岡、浜松、堺、福岡**

【所管事項】

経済産業省、農林水産省及び環境省の所管に属する事項

## 2. 検討提案テーマ案（一覧）

	所管省庁	背景・論点	アウトプット例
1 <b>地方拠点強化税制の延長と拡充</b>	内閣府	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 2年ごとに制度期限を延長しており、令和7年度末で期限が到来するため、期限延長を要請する必要がある。</li> <li>● 三大都市圏が制度の対象外（中部・近畿は一部）であり、また、賃貸の場合も制度対象外であるなど、企業実態に即していない部分があり、制度拡充も必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)成果種別：国への要請（R7.7）</li> <li>(2)検討開始時期：R7.7</li> <li>(3)国に対して以下の事項等を要望           <ul style="list-style-type: none"> <li>①三大都市圏を制度の対象とすること</li> <li>②2年を超える制度期限の延長</li> <li>③認定要件の弾力化</li> <li>④賃貸の場合にも対象とすること</li> </ul> </li> </ul>
2 <b>消費者行政の充実・強化</b>	消費者庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 消費者行政ニーズが複雑多様化し、特に指定都市ではその規模等からも大きな課題がある。</li> <li>● 消費生活相談員の高齢化や担い手不足による相談体制の脆弱化が大きな課題であり、処遇改善のための財政措置が必要。</li> <li>● 消費生活相談のDXへの対応が急務。</li> <li>● 地方消費者行政強化交付金は、一部が令和7年度で交付終了。対象が限定的であるなど、使い勝手の面でも課題がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)成果種別：国への要請（R6.7以降）</li> <li>(2)検討開始時期：R6.7</li> <li>(3)国に対して以下の事項等を要望           <ul style="list-style-type: none"> <li>①地方消費者行政強化交付金の改善（交付期間の延長や、対象事業の拡大）</li> <li>②消費生活相談員の処遇改善と必要な人員を確保するための継続的な支援</li> <li>③消費生活相談のDXの推進と地方への支援</li> </ul> </li> </ul>
3 <b>介護保険制度の持続的運用</b>	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 高齢化の影響など、介護給付費は増加の一途。</li> <li>● 国の調整交付金は都市部において交付割合が低くなる構造で、各市は、不足分を基金持ち出しで対応するも限界で、保険料増は免れない危機的な状況である。</li> <li>● 今後、一層の介護サービス量の増加が見込まれ、高齢化が急速に進む指定都市では、介護人材不足の懸念が想定され、更なる処遇改善等が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)成果種別：国への要請（R7.5以降）</li> <li>(2)検討開始時期：R7.5</li> <li>(3)国に対して以下の事項等を要望           <ul style="list-style-type: none"> <li>①介護給付費の財源について、国の負担割合の引き上げ、国の調整交付金の算定方法の見直し。</li> <li>②介護人材不足について、処遇改善をはじめとする適切な介護報酬の設定</li> </ul> </li> </ul>
4 <b>今後の感染症対策</b>	厚生労働省 内閣府 内閣官房	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえて、次の感染症危機に備える必要がある。</li> <li>● 次の感染症危機が発生した際の財政措置は不明瞭で、平時からの感染症予防対策等についても国庫負担（補助）が限定的であり、自治体の財政負担が大きく、十分な財政措置が必要。</li> <li>● 新型コロナ対応では、デジタル化の遅れにより、保健所や医療機関等の業務負担が大きかったことから、着実なDX推進と地方への支援が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)成果種別：国への要請（R6.11以降）</li> <li>(2)検討開始時期：R6.7</li> <li>(3)国に対して以下の事項等を要望           <ul style="list-style-type: none"> <li>①平時からの感染症予防対策に係る補助率の引き上げ及び感染症危機対応に係る財政措置の明確化</li> <li>②感染症対策におけるDXの着実・迅速な推進</li> </ul> </li> </ul>

## 2. 検討テーマ案（一覧）

5

### 外国人住民との共生

6

### 指定都市に対する道府県の関与

7

### デジタル化を見据えた行政事務の簡素化

8

### 総合区及び指定都市 都道府県調整会議の 検証

所管省庁	背景・論点	アウトプット例
法務省 内閣府 総務省	<ul style="list-style-type: none"> <li>●外国人住民の人口増加・中長期滞在化により、あらゆる生活分野の支援の重要性が高まっているが、特に指定都市においては大きな課題。</li> <li>●特定技能2号の対象分野拡大（R5.8月～）や1号の分野拡大と受入上限の大幅拡大（R6.4月～）、技能実習制度から育成労制度への転換（法案審議中）などにより更なる外国人増加等が見込まれる。</li> <li>●しかし、外国人の地域生活に係る各行政分野における国の対応は、具体的な内容が不透明な状況もあり、国の責任において、外国人の受入環境や地域生活のための制度を強化・整備するよう要請すべきでないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)成果種別：国への要請（R7.5以降）</li> <li>(2)検討開始時期：R6.11</li> <li>(3)国に対して以下の事項等を要望           <ul style="list-style-type: none"> <li>①政府における省庁横断的な推進体制の更なる強化</li> <li>②国の責任における受入環境整備、</li> <li>③日本文化や社会に対する理解の促進(帶同家族支援を含め、地域生活を営む上で必要となる十分な支援制度を求める)、④国交付金の改善等</li> </ul> </li> </ul>
関係省庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>●令和4年度の総務・財政部会において、指定都市に権限があるにも関わらず法律に道府県の関与が規定されていることによる支障事例や問題意識があるものの調査を実施し、とりまとめを行った。</li> <li>●一方、道府県による指定都市への関与により指定都市の事務に支障が生じる事例は、上記の場合以外にも様々あるため、令和4年度に実施した調査をさらに広げていく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)成果種別：国への要請（R6.11以降）</li> <li>(2)検討開始時期：R6.7</li> <li>(3)各都市の状況を調査・整理し、とりまとめ結果に応じて個別要望への活用や、共同提案募集への活用も行う。また、多様な大都市制度の実現に向けた基礎資料として活用する。</li> </ul>
内閣官房 内閣府 デジタル庁 具体事例の 所管省庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>●住民サービスの向上や地方自治体の業務の効率化・高度化に資するデジタル化を推進するためには、まず、事務の簡素化を含めた、制度の抜本的な見直しが必要。</li> <li>●例えば、保育所では各種加算の申請が膨大であり、事業者・行政側も事務負担が大きいため、申請事務を簡素化するとともにシステム化による省力化が必要。生活保護に関しても簡素化が必要な事例がある。</li> <li>●デジタル庁が司令塔となり、各省庁に対して、アナログ規制の見直しを積極的に推進しており、各省庁へのさらなる働きかけが必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)成果種別：国への要請（R6.11以降）</li> <li>(2)検討開始時期：R6.7</li> <li>(3)20市調査・部会で議論し、国に以下の事項等を要望           <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務の簡素化を含めた、制度の抜本的な見直し</li> </ul> </li> </ul>
総務省	<ul style="list-style-type: none"> <li>●指定都市制度改革としての指定都市都道府県調整会議と総合区制度は、都道府県から指定都市への権限・財源の移譲と指定都市内の都市内分権を両立させる車の両輪であり、相互が有機的に運用されることで効果を発揮するものであるが、現状は20指定都市の実態と制度に乖離があり、十分に活用されているとは言い難い。</li> <li>●次期地方制度調査会において、多様な大都市制度の実現に向けた議論を求めていく上でも両制度の検証は不可欠である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)成果種別：国への要請（R7夏）</li> <li>(2)検討開始時期：R6秋以降</li> <li>(3)国に要請行う。           <p>「多様な大都市制度については、地方自治法改正による運用状況も踏まえる」という国のスタンスもあったことを踏まえ、国における両制度の検証を求めていく。</p> </li> </ul>

### 3. テーマの検討時期

- 現時点における検討テーマ候補について、適切な検討時期を考慮した結果として、以下のとおり、2か年度のスケジュール案を想定。
- なお、国等の動向に応じて、緊急性の高いものは隨時で対応を検討することとするほか、状況に応じて取組予定を変更する場合がある。

